

三郷中央地区交流施設整備等事業に関するリスク分担表（案）

三郷中央地区交流施設整備等事業に関するリスク分担表（案）

負担者の凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する。

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する。

－：原則としてリスクを負担しない。

表. リスク分担表（1 / 7）

業務	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		対応等
				本市	民間事業者	
共通	知的財産権等侵害リスク	1	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は民間事業者が作成した本事業に関する成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に生じた損害の賠償	－	○	民間事業者は、損害を賠償する。
	民間事業者に関するリスク	2	民間事業者を当事者又は関係者とする紛争等に起因して本事業が遅延した場合の増加費用又は損害	－	○	民間事業者は増加費用を負担し、損害を賠償する。
	支払遅延リスク	3	本市の帰責事由による民間事業者への支払の遅延	○	－	本市は民間事業者に遅延利息を支払う。
		4	民間事業者の帰責事由による本市への支払の遅延	－	○	民間事業者は本市に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	5	民間事業者が本事業の実施に必要な資金を確保できないことにより本事業が遅延した場合の増加費用又は損害	－	○	民間事業者は増加費用を負担し、損害を賠償する。
	金利変動リスク	6	本事業に係る入札手続における基準金利確定日から事業契約の本契約締結後の基準金利確定日までの金利変動による資金調達費用の変動	○	－	本市は資金調達費用の変動に応じて事業費を改定する。
		7	基準金利の確定日以降の金利変動による資金調達費用の変動	－	○	民間事業者は、金利変動を理由に事業費の改定を本市に請求することはできない。

表. リスク分担表 (2 / 7)

業務	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		対応等
				本市	民間事業者	
共通	許認可取得遅延失効リスク	8	民間事業者が取得する本事業の実施に関する許認可の取得の遅延又は失効から生じる増加費用	—	○	民間事業者は、増加費用を負担する。
		9	本市が取得する本事業の実施に関する許認可の取得の遅延又は失効から生じる増加費用	○	—	本市は、増加費用を負担する。
	要求水準等変更リスク	10	本市の指示による本事業の実施に関する計画条件及び要求水準の変更により生じる増加費用	○	—	本市は、増加費用を負担する。
	臨機の措置に関するリスク	11	災害防止等のため臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	△	○	民間事業者は、臨機の措置に要した費用を負担する。
						ただし、民間事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない認められる部分については本市が負担する。
	第三者への損害リスク	12	本市の帰責事由により本事業の実施に関して第三者に生じた損害	○	—	本市は、損害を賠償する。
13		民間事業者の帰責事由により本事業の実施に関して第三者に生じた損害	—	○	民間事業者は、損害を賠償する。	

表. リスク分担表 (3 / 7)

業務	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		対応等
				本市	民間事業者	
共通	法令等の変更等リスク	14	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○	—	本市は、事業費を改定する。
		15	合理的な防止手段を期待できず、本事業の実施に重大な支障が生じるような法令等の変更等による増加費用	○	—	本市は、法令等の変更等を理由に事業費を改定する。
		16	上記以外の法令等の変更等による増加費用	—	○	民間事業者は、法令等の変更等を理由に事業費の改定を請求することはできない。
	不可抗力リスク	17	不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、公共施設部分の損壊等に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△	<p>増加費用又は損害について、施設整備期間中においては公共施設部分の整備費の1%相当額まで、施設管理期間中においては、該当する支払対象期間における公共施設部分施設管理費の1%までを民間事業者が負担し、これを超過した金額を本市が負担する。</p> <p>ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用又は損害からこれを控除して上記を適用する。</p> <p>なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、本市は事業契約の全部又は一部を解除で</p>

						きるものとする。
--	--	--	--	--	--	----------

表. リスク分担表 (4 / 7)

業務	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		対応等
				本市	民間事業者	
共通	本事業の中断リスク	18	本市の帰責事由による本事業の全部又は一部の中断による増加費用又は損害	○	—	本市は、増加費用を負担し、損害を賠償する。
		19	民間事業者の帰責事由による本事業の全部又は一部の中断による増加費用又は損害	—	○	民間事業者は、増加費用を負担し、損害を賠償する。
施設整備	土地の瑕疵に関するリスク	20	公益施設用地の瑕疵に起因する増加費用	○	—	本市は、増加費用を負担する。
	貸与資料に関するリスク	21	公益施設用地に関する本市の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○	—	本市は、増加費用を負担する。
	敷地の調査に関するリスク	22	民間事業者の判断に基づく公益施設用地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用	—	○	民間事業者は、増加費用を負担する。
	環境対策リスク	23	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る費用	—	○	民間事業者は、費用を負担する。
24		本事業の実施に関して、本市の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○	—	本市は、増加費用を負担する。	

		25	本事業の実施に関して、本市の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	—	○	民間事業者は、増加費用を負担する。
--	--	----	--	---	---	-------------------

表. リスク分担表 (5 / 7)

業務	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		対応等
				本市	民間事業者	
施設整備	物価変動リスク	26	特別な要因により施設整備期間中における賃金水準又は物価水準が著しく上昇し、事業契約に定める公共施設部分の整備費が不相当となった場合の増加費用	○	—	本市は、民間事業者と協議の上で、公共施設部分の整備費を変更する。
		27	上記以外の賃金水準又は物価水準の上昇による公共施設部分の整備費の増加費用	—	○	民間事業者は、公共施設部分の整備費の増加費用を負担する。
	施設性能の要求水準確保のリスク	28	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査、修補、改善に要する費用	—	○	民間事業者は、費用を負担する。
	部分使用のリスク	29	公共施設部分の賃貸借開始前における本市の公共施設部分の使用により生じる増加費用又は損害	○	—	本市は、増加費用を負担し、損害を賠償する。

表. リスク分担表 (6 / 7)

業務	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		対応等
				本市	民間事業者	
施設整備	瑕疵担保リスク	30	瑕疵の修補及びこれに要する費用（又は、当該瑕疵が重要なものでなく、かつ、その修補に過分の費用を要する場合の修補に代わる損害賠償）	-	○	民間事業者は、費用を負担し、損害を賠償する。 瑕疵の修補又は損害を請求できる期間は、公共施設部分の賃借の開始後2年以内（当該瑕疵が民間事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）については10年以内。）とする。
施設管理及び施設運営	公共施設部分の賃借開始遅延リスク	31	本市の帰責事由による公共施設部分の賃借開始遅延による増加費用	○	-	本市は、増加費用を負担する。
	物価変動リスク	32	民間事業者の帰責事由による公共施設部分の賃借開始遅延による増加費用	-	○	民間事業者は、増加費用を負担する。
	業務成果の要求水準確保のリスク	33	管理運営期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による公共施設部分施設管理費の増加	○	△	本市は、一定の条件を満たす場合に公共施設部分施設管理費を改定する。
	業務成果の要求水準確保のリスク	34	要求水準を達成するための改善等に要する費用	-	○	民間事業者は、費用を負担する。

表. リスク分担表 (7 / 7)

業務	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		対応等
				本市	民間事業者	
施設管理及び施設運営	施設の損傷リスク	35	本市の帰責事由による公共施設部分の損傷を復旧するための費用	○	—	本市は、復旧するための費用を負担する。
		36	民間事業者の帰責事由による公共施設部分の損傷を復旧するための費用	—	○	民間事業者は、復旧するための費用を負担する。
		37	本市又は民間事業者のいずれの責めにも帰さない事由（不可抗力に起因する場合を除く。）による公共施設部分の損傷を復旧するための費用	○	—	本市は、復旧するための費用を負担する。
事業契約終了又は解除	契約解除リスク	39	本市の帰責事由に起因する契約解除により生じる増加費用	○	—	本市は、増加費用を負担する。
		40	民間事業者の帰責事由に起因する契約解除により生じる増加費用	—	○	民間事業者は、違約金を支払う。
		41	不可抗力に起因する契約解除により生じる増加費用	○	△	本市と民間事業者は、不可抗力リスクと同様に費用を負担する。
		42	法令等の変更等に起因して公共施設部分の整備等に関する事業の契約解除により生じる増加費用	○	—	本市は、増加費用を負担する。
		43	法令等の変更等に起因して民間施設部分の整備等に関する事業の契約解除により生じる増加費用	—	○	民間事業者は、増加費用を負担する。